

四日市市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月19日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第20号

四日市市会計規則の一部を改正する規則

四日市市会計規則（昭和39年四日市市規則第25号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
第1章 （略）	第1章 （略）
第2章 金銭会計	第2章 金銭会計
第1節から第5節まで（略）	第1節から第5節まで（略）
第6節 <u>歳入歳出外現金及び有価証券（第103条—第107条）</u>	第6節 <u>削除</u>
第7節 <u>公金事務の委託（第108条—第111条）</u>	第7節 <u>歳入歳出外現金及び有価証券（第107条—第111条）</u>
第3章及び第4章 （略）	第3章及び第4章 （略）
附則	附則
（指定納付受託者）	（指定納付受託者による納付）
第22条の3 <u>法第231条の2の3第1項の規定による指定を受けようとする者は、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「省令」という。）第12条の2の12第1項の申出書に、その名称及び住所又は事務所の所在地のほか、行おうとする納付事務に係る歳入等（法第231条の2の2に規定する歳入等をいう。第7節において同</u>	第22条の3 <u>主管の長は、法第231条の2第1項に規定する指定納付受託者（以下「指定納付受託者」という。）を指定しようとするときは、指定納付受託者から四日市市に対する納付に関する事項について、あらかじめ、会計管理者と協議しなければならない。協議の内容に変更が生じるときも、同様とする。</u>

じ。)を記載するとともに、令第158条第1号及び第2号に掲げる要件のいずれにも該当することを証する書類又は電磁的記録を添えなければならない。

2 法第231条の2の3第3項の規定によりその名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとする指定納付受託者（同条第1項に規定する指定納付受託者をいう。）は、変更しようとする日の2週間前までに、その旨を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

（歳入の徴収又は収納の委託）

第26条の3 主管の長は、令第158条又は令第158条の2の規定により歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託したとき若しくは委託を解除したときは、その旨を会計管理者に通知しなければならない。

2 令第158条の2第1項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 公金、公共料金等の収納の事務の委託を受けた実績を有すること。
- (2) 経営基盤が安定しており、財務内容が健全であること。
- (3) 収納した公金を安全かつ確実に金融機関に払い込むことができること。
- (4) 収納した公金に関する情報を正確に記録し、適正に管理することができること。
- (5) 納入義務者の個人情報の保護に関し、十分な管理体制を有すること。

(繰越整理)

第51条 令第165条の5第1項に規定する資金は、歳出未済繰越金に繰り越し整理するものとする。

(前金払)

第74条 令第163条第8号の規定に基づき、前金払をすることができる経費は、次の各号に掲げるものとする。

(1)から(4)まで (略)

(5) 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第4条の規定により登録を受けた保証事業会社の保証に係る工事に要する経費の10分の4以内(省令附則第3条第2項の規定による前金払の場合)は10分の2以内)の金額又は工事の設計、調査若しくは測量に要する経費の10分の3以内の金額

(6)及び(7) (略)

3 歳入の徴収又は収納の事務の委託を受けた者は、納入義務者に対し、領収書又はこれに代わるものを交付しなければならない。

4 収納した現金等は、速やかに納入通知書等及び収納の内容を記載した計算書を添えて、金融機関に払い込まなければならない。

(繰越整理)

第51条 令第165条の6第1項に規定する資金は、歳出未済繰越金に繰り越し整理するものとする。

(前金払)

第74条 令第163条第8号の規定に基づき、前金払をすることができる経費は、次の各号に掲げるものとする。

(1)から(4)まで (略)

(5) 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第4条の規定により登録を受けた保証事業会社の保証に係る工事に要する経費の10分の4以内(地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)附則第3条第3項の規定による前金払の場合)は10分の2以内)の金額又は工事の設計、調査若しくは測量に要する経費の10分の3以内の金額

(6)及び(7) (略)

(支出事務の委託)

第79条 削除

(出納及び保管)

第87条 (略)

2 前条第2項の規定により準用する第26条の2第2項ただし書の規定により一時保管する歳入金は、預金又は堅固な金庫に格納する等確実な方法をもって保管しなければならない。ただし、預金したときは、直ちに預入先金融機関を会計管理者に報告するものとし、預金利子は、利子が発生した都度速やかに市の歳入に収入の手続をしなければならない。

第6節 歳入歳出外現金及び有価証券

(歳入歳出外現金の整理区分)

第103条 (略)

(歳入歳出外現金の受払)

第104条 (略)

(保管有価証券の整理)

第105条 第103条第12号に掲げる保証金及び第13号に掲げる担保金

第79条 主管の長は、令第165条の

3第1項の規定により私人に支出の事務を委託したときは、その旨を会計管理者に通知しなければならない。

(出納及び保管)

第87条 (略)

2 前条第2項ただし書の規定により一時保管する歳入金は、預金又は堅固な金庫に格納する等確実な方法をもって保管しなければならない。ただし、預金したときは、直ちに預入先金融機関を会計管理者に報告するものとし、預金利子は、利子が発生した都度速やかに市の歳入に収入の手続をしなければならない。

第6節 削除

第103条から第106条まで 削除

第7節 歳入歳出外現金及び有価証券

(歳入歳出外現金の整理区分)

第107条 (略)

(歳入歳出外現金の受払)

第108条 (略)

(保管有価証券の整理)

第109条 第107条第12号に掲げる保証金及び第13号に掲げる担保金

並びに第16号に掲げる法律又は政令により定められたもののうち、有価証券（以下「保管有価証券」という。）については、別に有価証券整理簿により整理しなければならない。

2 (略)

(保管有価証券の受払)

第106条 (略)

(保管有価証券の保管)

第107条 (略)

#### 第7節 公金事務の委託

(指定公金事務取扱者)

第108条 法第243条の2第1項の規定による指定を受けようとする者は、省令第12条の2の12第3項の規定において準用する同条第1項の申出書に、その名称及び住所又は事務の所在地のほか、委託を受けようとする公金事務に係る歳入等又は歳出を記載するとともに、令第173条第1項第1号及び第2号に掲げる要件のいずれにも該当することを証する書類又は電磁的記録を添えなければならない。

2 法第243条の2第3項の規定によりその名称及び住所又は事務所の所在地を変更しようとする指定公金事務取扱者(同条第2項に規定する指定公金事務取扱者をいう。以下この条及び第111条において同じ。)は、変更しようとする

並びに第15号に掲げる法律又は政令により定められたもののうち、有価証券（以下「保管有価証券」という。）については、別に有価証券整理簿により整理しなければならない。

2 (略)

(保管有価証券の受払)

第110条 (略)

(保管有価証券の保管)

第111条 (略)

する日の2週間前までに、その旨を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

3 法第243条の2第5項の規定により市長の承認を受けようとする指定公金事務取扱者は、その名称及び住所又は事務所の所在地のほか次に掲げる事項を記載した申出書に、公金事務の一部の委託をしようとする者が令第173条第1項第1号及び第2号に掲げる要件のいずれにも該当することを証する書類又は電磁的記録を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 公金事務の一部の委託をしようとする者の名称及び住所又はその事務所の所在地

(2) 委託をしようとする公金事務の一部の内容

4 法第243条の2第6項（同条第7項の規定により適用する場合を含む。）の規定により市長の承認を受けようとする指定公金事務取扱者は、その名称及び住所又は事務所の所在地のほか次に掲げる事項を記載した申出書に、公金事務の一部の再委託をしようとする者が令第173条第1項第1号及び第2号に掲げる要件のいずれにも該当することを証する書類又は電磁的記録を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 公金事務の一部の再委託をしようとする者の名称及び住所又はその事務所の所在地

(2) 再委託をしようとする公金事務の  
一部の内容

(公金の収納の委託)

第109条 法第243条の2の5第1  
項の規定により市長が定めるその収納  
に関する事務を委託することができる  
歳入等は、次のとおりとする。

(1) 令第173条の2第1項に規定す  
る歳入又は法律（法を除く。）若しく  
はこれに基づく政令の特別の定め  
により、その徴収に関する事務を委託  
することができるものと定められてい  
る歳入

(2) 地方税（当該地方税に係る地方税法  
第1条第1項第14号に規定する督  
促手数料、延滞金、過少申告加算金、  
不申告加算金、重加算金及び滞納処分  
費を含む。）

(3) 分担金

(4) 負担金

(5) 不動産売払代金

(6) 過料

(7) 損害賠償金（第9号に掲げる遅延損  
害金を除く。）

(8) 不当利得による返還金

(9) 第3号、第4号及び第6号に掲げる  
歳入に係る延滞金並びに第4号、第5  
号及び前2号に掲げる歳入に係る遅  
延損害金

(10) 児童福祉法（昭和22年法律第1  
64号）第56条第2項の規定による

徴収金

- (11) 生活保護法第63条の規定により返還しなければならないものとして保護の実施機関の定める額又は同法第77条第1項若しくは第78条第1項から第3項までの規定により市長が徴収することとした額（同法第77条第1項にあっては、同条第2項の規定により家庭裁判所が定める額を含む。）
- (12) 生活保護法第70条第1号イに規定する保護費を支弁した市長が、保護の変更、廃止又は停止に伴い、その費用の額の全部又は一部を返還させることとしたときの、その返還させる額
- (13) 生活保護法第73条第3号の就労自立給付金費又は同号の進学準備給付金費を支弁した市長が、就労自立給付金又は進学準備給付金の支給の決定後に判明した事実又は生じた事情に基づき、その費用の額の全部又は一部を返還させることとしたときの、その返還させる額
- (14) 介護保険法（平成9年法律第123号）第131条の普通徴収の方法によって徴収する同法第129条第1項の保険料
- (15) 地域再生法（平成17年法律第24号）第17条の8第1項の負担金及び同条第4項の延滞金
- (16) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）附則第6条第4項の

規定により徴収する費用

(17) 公の施設の使用に伴う諸実費徴収金（第4号に掲げる負担金を除く。）

(18) 本市が実施する講座の受講に係る教材費その他の本市の事業の実施に伴う諸実費徴収金（第4号に掲げる負担金を除く。）

(19) 市営住宅の敷金

(20) 前各号に掲げるもののほか、法第243条の2の5第1項各号のいずれにも該当するものとして市長が認める歳入等

2 法第243条の2の5第2項の指定公金事務取扱者は、その性質上納入の通知（同法第231条に規定する納入の通知をいう。）を必要としない歳入等にあつては、納付書に基づかなければ、歳入等の収納をすることができない。

（指定公金事務取扱者による公金の払込み等）

第110条 令第173条の2第2項の指定公金事務取扱者（次項において「徴収収納事務受託者」という。）は、歳入を徴収し、又は歳入等を収納したときは、納入義務者に対し、領収書又はこれに代わるものを交付しなければならない。

2 徴収収納事務受託者は、その徴収した歳入又はその収納した歳入等を、その内容を示す計算書及び納入通知書又は納付書を添えて、会計管理者又は金融機

関に払い込まなければならない。

(公金の支出の委託)

第111条 法第243条の2第1項の  
規定により歳出の支出に関する事務の  
委託を受けた指定公金事務取扱者は、同  
法第243条の2の6第3項の規定に  
より、その支出の結果を会計管理者に報  
告する場合には、その内容を示す精算書  
を作成し、これに領収証書その他の証拠  
書類を添えて、支払終了後5日以内に会  
計管理者に提出しなければならない。

(職員の賠償責任)

第163条の2 法第243条の2の7  
第1項後段の規定により指定する職員  
は、次に掲げる者とする。

(1)から(4)まで (略)

(職員の賠償責任)

第163条の2 地方自治法(昭和22  
年法律第67号)第243条の2第1項  
後段の規定により指定する職員は、次に  
掲げる者とする。

(1)から(4)まで (略)

改正後

別表第1 (第4条の3及び第4条の5関係)

	出納員	現金取 扱員	物品取扱員	審査補助員
委任等を受ける事 務の範囲	(略)			
設置箇所	出納員になる べき者	現金取 扱員に なるべ き者	物品取扱員 となるべき 者	審査補助員と なるべき者
(略)				

市民窓口サービスセンター	市民課長	所属の長が指名した庶務担当の係長相当職以上の職員		
マイナンバーカードサービスセンター				
楠ふれあいセンター	市民生活課長			
楠交流会館	市民生活課長			
なや学習センター	市民協働安全課長			
市民活動センター	市民協働安全課長			
市政情報センター	総務課長			
市民・消費生活相談室	市民協働安全課長	室長		
(略)				

改正前				
別表第1 (第4条の3及び第4条の5関係)				
委任等を受ける事務の範囲	出納員	現金取扱員	物品取扱員	審査補助員
	(略)			
設置箇所	出納員になるべき者	現金取扱員になるべき者	物品取扱員となるべき者	審査補助員となるべき者
(略)				
市民窓口サービスセンター	市民課長	所属の長が指		

マイナンバーカードサービスセンター		名した庶務担当の係長相当の職員		
楠交流会館	市民生活課長	長相当		
市政情報センター	総務課長	職以上の職員		
市民・消費生活相談室	<u>市民生活課長</u>	室長		
(略)				

## 附 則

### (施行期日)

- この規則は、令和6年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号。以下この項において「改正法」という。）附則第2条第3項及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号。以下この項において「改正令」という。）附則第2条の規定により改正法及び改正令の施行の日の前日において改正法による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号）及び改正令による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）の規定により現に公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務（以下この項において「従前の公金事務」という。）を行わせている者に当該従前の公金事務を行わせる場合には、この規則による改正後の四日市市会計規則第108条から第111条までの規定にかかわらず、なお従前の例による。
- この規則による改正後の四日市市会計規則第22条の3の規定は、この規則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に地方自治法第231条の2の3第1項の規定による指定を受けようとして、地方自治法施行規則等の一部を改正する省令（令和6年総務省令第2号。以下この項において「改正省令」という。）第1条の規定による改正後の地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の2の12第1項に規定する申出書を市長に提出した者について適用し、施行日前に改正省令第1条の規定による改正前の地方自治法施行規則第12条の2の5第1項に規定する申出書を市長に提出した者については、なお従前の例による。

(会計管理課)